

第 46 会期国連宇宙空間平和利用委員会(COPUOS)
法律小委員会の結果について

平成 19 年 4 月 11 日
外務省
文部科学省

I. 概要

国連宇宙空間平和利用委員会法律小委員会(以下、「法小委」)は、国連宇宙空間平和利用委員会(COPUOS)の下に設置された小委員会であり、宇宙活動に係る諸問題について法的側面からの検討を行っている(年 1 回開催)。

法小委では、これまで宇宙 5 条約(宇宙条約、宇宙救助返還協定、宇宙損害責任条約、宇宙物体登録条約及び月協定)、国連総会決議となった法文書(リモートセンシングに関する原則宣言、原子力電源の使用に関する原則宣言等:条約や慣習法のような法的拘束力を持たない)の審議・採択が行われている。

第 46 会期は、以下の通り開催された。

期間 2007 年 3 月 26 日(月)～4 月 5 日(木)

場所 ウィーン国際センター(オーストリア共和国)

参加国 約 60 カ国(その他に、オブザーバーとして国際機関が参加)

出席者 外務省

在ウィーン国際機関日本政府代表部角大使、山

川専門調査員

国際科学協力室加藤事務官

慶応大学総合政策学部 青木節子教授

文部科学省

研究開発局参事官(宇宙航空政策担当)付坂口
企画官、谷口係員

JAXA

総務部法務課坂本主査、森川主査
パリ駐在員事務所須藤所長代理

II. 今会期の審議の主な結果

1. 今会期では、特に議題 4「宇宙 5 条約のステータスと適用」及び議題 9「国家と国際機関による宇宙物物体登録の実際」において議論の進展が見られた。

議題 4 では、我が国や米国、中国及びインド等の月探査計画が今後予定されていることから、現在計画されている加盟国の月以遠の探査計画をとりまとめたいうえで、探査計画に関するルールや法的側面に関する議論を今後行う可能性がある旨報告がなされた。また関係する月協定については未批准国が多いことを踏まえ、月協定への加盟が進まない理由を検討する必要がある旨オランダから提案があり、WG における議論の必要性の検討を明年会合より行う事となった。

議題 9 は、昨今の宇宙分野における商業活動の増加等により、各国における宇宙物体登録制度の重要性が増している一方、国際機関・多国籍企業等の衛星登録がなされないなどの問題がある事から、2007 年までの 4 ヶ年の計画で宇宙物体登録に関する審議

を行ってきた。今回はその議論のまとめとして、勧告案の主要要素がWGで取りまとめられ法小委として採択された。主な内容としては、

- (1) 登録条約を批准していない国に対して、登録条約批准を求めるとともに、批准までの間必要な情報を国連に提供すること
- (2) 宇宙活動を行う国際機関(多国籍企業も含む)にも登録条約に定める権利義務の受諾の宣言を求めること
- (3) 各国が提供する情報の統一を図る観点から、提供する情報を統一あるいは一部拡張すること
- (4) 登録条約の権利義務の受諾を宣言していない国際機関における宇宙活動が行われる場合、登録のための代替策を講じること
- (5) 宇宙物体を共同して打ち上げる場合、それぞれの宇宙物体を個別に登録する事等。

なお、本勧告案は、登録条約加盟国(及び機関)の宇宙物体登録に関するガイドライン的な性質のもので、法的拘束力を持つものではない。今後の取扱については国連総会への決議とする事も含め COPUOS 本委員会で検討する事となった。

2. 明年法小委議題(議題 10)

アメリカ提案の「宇宙の平和利用に関する各国の国内法制に関する情報交換」については、非公式会合を経て議題化する事とした。また、南アフリカから「宇宙法に関する人材の開発」が提案され、単年度の議題として議論される事となった。

さらに、中国、ロシア等が提案した包括的統一宇宙条約草案の起草及びドイツが提案したスペースデブリ低減ガイドライン制定後の活動についての情報交換については各国のコンセンサスが得

られず、議題化は見送られた。ただし、包括的統一宇宙条約草案の起草については来年以降引き続き議題化について検討する課題として整理される事となった。

III. 所感

1. 今会期では、宇宙5条約のステータスと適用(議題4)及び宇宙物体登録(議題9)に審議が集中した。宇宙5条約のステータスについては、月探査計画の活発化を踏まえ月協定に関する議論が活発化していくと予想される事から、引き続き議論を注視していく必要がある。また宇宙物体登録については、勧告案の主要要素が決定された事から、我が国の登録事務について関係省庁と連携して検討していく必要がある。

2. 議題3 一般発言において、スペースデブリ問題について8カ国(日本、加、仏、独、シリア、タイ、印、中)より言及があり、6カ国(日本、加、仏、独、印、中)から第44会期科学技術小委員会でのスペースデブリ低減ガイドライン採択を歓迎・支持する旨発言があった。

また、3カ国(シリア、南ア、中)より宇宙の兵器化について言及があり、宇宙の兵器利用は宇宙の平和利用と不拡散の観点から懸念を有し、**禁止すべきとの発言**¹があった。

国際協力の観点から、インドネシアより APRSAF やセンチネルア

¹ 衛星攻撃実験をやった中国が入っている。牽制している間に、技術的に追いつこうと云う、古臭い戦法なのか。ソ連がリモセンに反対した前例がある。

ジアについて、ベトナムより JAXA との協力について言及がなされるなど、日本の協力が根付いて来ている印象を受けた。

個別議題の結果

3. 今後の法小委への対応として、**宇宙法の専門的知識を有する専門家の継続的な対応が必要である²**とともに、各国の外交官や宇宙機関の代表者が多数参加していることから、我が国としても、宇宙活動における外交的な視点からの情報収集・発信の場として積極的に活用していくことについて検討していくことが重要。

1. 議題採択・議長演説(議題 1-2)

提案通り議題が採択され、各議題及び各 WG 設置の説明があった。

2. 一般発言(議題 3)

本議題では、各国から、宇宙開発の状況、宇宙活動に伴う法的側面への対応、法小委への取組について発言が行われている。

我が国からは、例年同様、我が国の宇宙開発の状況(Sentinel Asia の取組状況、過去 1 年の我が国の打上げ実績、宇宙活動に伴う法的側面への我が国の対応、法小委への我が国の取り組み方等)や、スペースデブリ低減ガイドライン成立を歓迎・支持する発言を行った。

3. 宇宙 5 条約のステータスと適用(議題 4)

本議題では、宇宙 5 条約(宇宙条約、宇宙救助返還協定、宇宙損害責任条約、宇宙物体登録条約及び月協定)の締結状況について議論が行われている。

今会期においても WG が開催され、アルジェリアが宇宙損害責任条約及び登録条約、レバノンが登録条約及び月協定、トルコが宇宙救助返還協定及び登録条約、ブラジルが登録条約を批准あるいは承継したことが報告された。また、ウクライナ、ロシア及びカザフスタンが提案している統一宇宙条約検討に向けたクエスチョネア案も含め審議が行われ、クエスチョネア案の位置付け等については我が国を始めとして欧米宇宙先進国からクエスチョネア自

² 大変重要な認識である。今まで対応していなかったことがおかしい。

体を不要とする旨発言を行い、本議題は何のコンセンサスも得られないまま次会期も WG を継続して議論することとなった。

また、オランダ及びオーストリアより月協定の批准が進まない理由について検討・分析する必要がある旨提案があり、月以遠の探査計画に関連した法的側面に関する議論や月協定加盟のメリット等を含めた WG における議論の必要性について次会期より議論することとなった。

4. 宇宙法に関連する国際機関の活動状況(議題 5)

本議題では、宇宙法に関わる国際機関の活動状況の紹介が行われている。

今会期では、欧州宇宙機関(ESA)、インタースプートニク、国際法協会(ILA)、世界知的所有権機関(WIPO)等から活動報告が行われた。各機関からは、今後とも法小委の審議に貢献する旨の発言、各機関が実施した宇宙法、宇宙における倫理問題等に関する活動の報告等が行われた。

5. 宇宙空間の定義(議題 6(a))

(1) 本議題では、第 6 会期(1967 年)以来、宇宙空間の定義について、定義が必要と主張するロシア等旧東欧諸国、不要とする米を中心とした欧米諸国(我が国含む。)、定義を行い、静止軌道に赤道直下諸国の主権的または優先的権利を認めるべきとする赤道直下諸国等の主張が展開され、議論されている。

(2) 第 41 会期(2002 年)から今回まで、国連全加盟国に配布された「エアロスペース物体に関するクエスチョネア」(異なる法体系が適用されている宇宙空間と空域との境界を画定することが必要ではないかとの認識から、第 34 会期(1995 年)においてクエスチ

ョネアの実施が合意され、国連事務局より口上書をもって各国へ回答を要請されたもの。)に対する回答状況及びその分析資料に関する報告が行われた。各国から、これまでのようなクエスチョネアの回答分析だけでは宇宙空間の定義についてのコンセンサスが得られないとの発言があり、明年からは、各国の国内法及び国際間の協定等における宇宙空間の定義について情報収集を行い、当該情報を分析することで定義の必要性も含め今後コンセンサスを得ることを目標とするよう、議論の方向性に変化があった。

6. 静止軌道問題(性質と応用)(議題 6(b))

本議題では、静止軌道に赤道直下諸国の主権的または優先的権利を認めるべきとする赤道直下諸国と、それに反対する先進国の間で議論が行われている。

今会期でも、前会期に引き続き赤道直下諸国から、静止軌道への公正なアクセス、発展途上国への配慮(エクアドル、コロンビア)について発言があり、次回も引き続き議論する必要があることが確認された。

7. 原子力電源(NPS)原則のレビュー(議題 7)

本議題では、「宇宙空間における原子力電源の使用に関する原則宣言」のレビューを行っている。

今会期では、科学技術小委員会が IAEA と共同で新しい NPS の安全利用に関する国際的技術フレームワーク(設計・運用等に関する技術ガイドラインに相当)を作る事が紹介され、法的側面について引き続き法小委で議論していく事となった。

8. 可動物件の国際的権益に関する条約の宇宙資産議定書予備草案の検討(議題8)

本議題では、高額動産の資産担保金融に関する国際的な規律の構築により、国際的な資産担保金融取引の円滑化を促進させようとする「可動物件の国際的権益に関する条約」の「宇宙資産議定書予備草案」について、国際登録所の監督機関を国連が担うことについて議論がなされている。

今会期では、私法統一国際協会(UNIDROIT)から最近の他の可動物件担保条約を巡る動きとして、鉄道議定書、航空機議定書の動きが紹介された。また宇宙資産議定書の検討状況では、本年6月にスペースワーキンググループ(実務レベルの会合)が行われる見込みであるとの報告がなされた。本議題については次会期も引き続き検討を行うこととなった。

9. 国家と国際機関による宇宙物体登録の実際(議題9)

(1) 昨今の宇宙分野における商業活動の増加等により、各国における宇宙物体登録制度の重要性が増している一方、国際機関・多国籍企業等の衛星登録がなされないなどの問題がある事から、2007年までの4ヵ年の計画で宇宙物体登録に関する審議を行ってきた。今回はその議論のまとめとして、勧告案の主要要素(form of elements of conclusions)がWGで取りまとめられ、法小委として採択された。今後の取扱については国連総会への決議とする事も含め、COPUOS本委員会で検討する事となった。

(2) 取りまとめられた勧告案の主要要素内容は以下のとおり

(ア) 登録条約を批准していない国に対して、登録条約批准を求めるとともに、批准までの間必要な情報を国連に提供すること

(イ) 宇宙活動を行う国際機関(多国籍企業も含む。)にも登録条

約に定める権利義務の受諾の宣言を求めること

(ウ) 各国が提供する情報の統一を図る観点から、提供する情報を統一あるいは一部拡張すること

例:

- ・ COSPAR 番号(国連宇宙空間研究委員会(COSPAR)が宇宙物体に対して付与する登録・標識番号)
- ・ 打上げのUTC時間
- ・ 使用する単位の統一
- ・ 衛星の機能に関する情報提供
- ・ 静止衛星であればその位置(経度、緯度)
- ・ 運用状態(特に機能が停止しているかどうか)
- ・ 消滅あるいは再突入日時
- ・ 廃棄軌道に移動した日時

(エ) 登録条約の権利義務の受諾を宣言していない国際機関における宇宙活動が行われる場合、登録のための代替策を講じること

(オ) 宇宙物体を共同して打ち上げる場合、それぞれの宇宙物体を個別に登録すること

(カ) 軌道上における衛星所有権の移転があった場合、登録国は国連総長に対し、関係国の協力を得て、以下に掲げるものを含む追加情報を提供する。

- 1 所有権もしくは管理権の移転の日付け
- 2 新所有者もしくは新管理者に関する情報
- 3 軌道位置の変更情報
- 4 機能の変更情報

(3) 我が国からは、登録にあたっての技術的な問題(再突入の日時等はNORADのデータに依存しており、事後の提供でないと正

確な情報提供は難しい等)をコメントし、他国のコメントとも相まって我が国が指摘した事項は改善された。

- (4) 本勧告案は、登録条約加盟国(及び機関)の宇宙物体登録に関するガイドライン的な性質のもので、法的拘束力を持つものではないが、勧告案の主要要素が決定された事から、我が国の登録事務について関係省庁と連携しつつ検討していく必要がある。

10. 明年法小委議題(議題 10)

アメリカ提案の「宇宙の平和利用に関する各国の国内法制に関する情報交換」については、非公式会合を経て議題化する事となった。また、南アフリカから「宇宙法に関する人材の開発」が提案され、単年度の議題として議論される事となった。

さらに、中国、ロシア等が提案した包括的統一宇宙条約草案の起草及びドイツが提案したスペースデブリ低減ガイドライン制定後の活動についての情報交換については各国のコンセンサスが得られず、議題化は見送られた。ただし、包括的統一宇宙条約草案の起草については来年以降引き続き議題化について検討する課題として整理される事となった。

なお、この2つの課題以外にもこれまで検討されてきた将来検討課題として、「衛星による直接放送原則のレビュー」、「スペースデブリに適用可能な国際法の標準に関する検討」、「リモートセンシング原則に関する検討」など(特定国から同様の提案が複数出されている。)があり、これらについても来年以降引き続き議題化について検討するものとして残された。

11. その他

中国の代表団から、APSCO が 2006 年末時点で加盟国 6 カ国(バングラデッシュ、中国、イラン、モンゴル、パキスタン、ペルー)の批准により APSCO 条約が正式に発効したとの報告があった。

26 日及び 27 日に、国際宇宙法学会(IISL)が欧州宇宙法センター(ECSL)との協力により主催した、「宇宙法における能力開発」と題するシンポジウムが開催された。同シンポジウムは、オーストリアの Jankowitsh 氏が議長を務め、米国・ミシシッピ大学法科大学院リモートセンシング・宇宙法センターの Gabrynowicz 氏ほか、フランス、ブラジル、ウクライナ及びモロッコ等の宇宙機関関係者や専門家から講演が行われた。次会期においても IISL と ECSL により宇宙法に関する同様のシンポジウムが開催される予定。

次会期は 3 月 31 日から 4 月 11 日までと決定した。

(以上)